

8 9 170 1 2 3 4 5 6 7 8 9 180 1 2 3 4 5 6 7 8 9 190 1 2 3 4 5 6 7

外

理財局特別情報

(第六十三号)

アンラの各國援助の業績

目次

- 一、アンラの成立
- 二、アンラの機構
- 三、アンラの目的
- 四、アンラの運営
- 五、アンラの事業の実績
- 六、アンラの事業の成果
- 七、アンラの解散
- 八、アンラの解散後の処置
- 九、国連との関係



理 昭
財 三、六、一七
局

一 一 二 三 四 五

一、アンラの成立

国際連合救済復興局 (United Nations Relief and Rehabilitation Administration) は一九四三年十一月、米国のカンサスシティに開かれた反極端救済復興会議において米国の主催のもとに設立され、当初、加盟国四十四ヶ国によって組織されたが、その後更に四ヶ国が参加した。

二、カンラの概観

救済復興局は、最高決定機関として各加盟国代表より成る理事會、理事會休會中の決議機関として九大加盟国代表より成る中央委員會並びに、財務管理及び補給の二部門と政洲地区及び東亜地区の二地区との四委員會より成る。実務の最高担当者、理事會によつて選挙される事務総長である。

三、カンラの目的

救済復興局の目的は、食糧、衣料、医薬品、農機具、農業用種子その他の復興資材の供給並びに教師、医師等の派遣によつて連合国の救済復興に傾し、又、各地の流民を本国に送還する等の事業を行うに在る。この目的のために救済復興局は、戦時中、軍隊等のための食糧の入手、割当のためには米、英及びカナダによつて設けられた合同食糧局 (The Combined Food Board) 及び、一九四六年三月世界の食糧事情の調査、その対策のための勧告を目的として米國で設けられた飢饉緊急対策委員會 (The Famine Emergency Committee) と協力する。

内の一

四、カンラの運営

救済復興局の事業の遂行に要する費用は各國の輸出による、その規準として、戦争によつて侵略を受けたない國は一年間の総國民所得の一分、侵略を被つた國は按分比例による分担金を輸出することとなつてゐる。輸出は二國に五つて行われ、その結果前後を通じて合計三十六億九千九百九十六万八千円に達し、その中、米國が二十七億半、英國が大徳五千二百六十五万半を分担してゐる。この輸出金は必要に応じて救済復興局の資金中に拂い込まれることとなつてゐる。

これによつて、各國から物價の供出の総額は、一九四六年十一月十五日までに三十六億六千三百万半に及ぶ。その中、十一億三千三百万半は食糧、十一億五千七百半は衛生材料、残金は衣料、機械及び食糧以外の農産物である。

資金の輸出及び物價の供出に當つて米國は最も大きな役割を演じてゐる。輸出金の総額の約七割は米國が分担し、その物價の供出の大半は米國によつて行われている。従つて、救済復興局の運営は米國の國情によつて影響を被ること著しい。

五、カンラの事業の実績

対日戦争の終了前には、軍需用物資の優先割当によつて救済用物資が削減されたため、政洲諸國へ供給された物資は約二十二万英噸、総額約一億三千万半を出でなかつた。その内容は主として食糧であり、繊維製品がその一部を占めてゐる。救済諸國は主としてギリシア及びユーゴスラヴィアであり、そのほかには、ポーランド、チエッコスロウワキヤ、イタリー、カルパニア、自衛及び

ウクライナが挙げられる。

終戦後、救済物資の供給は増加したが、その内容は当時の窮乏した食糧事情を反映し、大部分食糧であり、その他に医薬品、衣料、建築資材等が含まれている。一九四六年度の六月末までの物價供給目標は合計五、九三、四、四七五英噸、総額二十四億一千八百八十七万円であつたが、その中實際に供給された実績は総量一、二七、六、大英噸、総額十七億七百十四万九千九百、即ち供給目標の七〇%であつた。救済を受けた国の中では、中国、チエッコスロバキア、ギリシア、イタリー、ポーランド、ユーゴスラヴィアが主であり、いずれも金額で二億乃至三億円の供給を受けている。そのほか救済を受けた国は、アルバニア、オースタリ、白ロシア、ドネカズ群島、フィンランド、ハンガリー、アイリツピン、ウクライナ等である。

その後、救済事業の進捗により、一九四六年九月末には供給物資の総量は一、八四、五、〇〇〇英噸、総額二十一億一千七百六十五万三千円に達している。その額は九月末までの供給目標の七二%に当る。同年の十二月末には救済物資輸送量は総量一、九二、五、七、九七〇英噸、総額二十二億八千七百七十五万九千円となつた。その額は十二月末までの供給目標の七八%に達したのである。

一九四七年の三月末には二億二千五百英噸の救済物資が積出されたが、その価額は、概算すると、二十三億二千五百万円に当る。

六、アンラの事業の成果

救済復興局の援助によつて欧州の数百万の民族が飢饉から救われ、農業生産の復興及び輸送の改

善が行われ、工業は再建の途についた。しかし、鉄道施設、車輛、工業施設、住宅等は資材の不足のために、十分に復旧するには至らない。家畜等の頭数も戦前の状態に復してはいない。概して生産活動は依然として戦前の水準以下にある。中国に対する救済は、中国の港灣施設が回復するまで延期されてきたため、アンラの一九四六年末末輸送物資は六億六千万円のうち中国の分は二億六千九百万円に及んでいない。その間に国内に財政上、経済上、政治上の困難な事情が生じ、その上に広範な飢饉が生じた。そのために救済は未だ十分な成果を挙げられていない。地中海地方では一九四六年にはその前年に比べて収穫量が増加したが、未だ戦前の状態に達していない。明余の生産と同様である。概して救済の成果は未だ著しくない。

七、アンラの解散

救済復興局の救済事業は欧州では一九四六年十二月、アジアでは一九四七年三月をもって打切られることとなつた。この理事会の決定は米国の主張に基づいたのであつて、ソウイェント等は、政治的、経済的理由からこれに反対している。

米国の主張は、戦後の経済的困難を解決する上では救済復興局の機能は不十分なこと、救済復興局に代るものとして既に復興開発銀行及び通貨基金が設立されていることを、主たる理由として挙げている。

八、アンラの解散後の処置

救済復興局の解散の結果、既に貸出された救済物資は、政河に対しては一九四七年三月末まで、アジアに対しては同年六月末まで輸送を継続、それ以後は貸出国の自由処分任すこととなつた。しかし政河に対する救済物資の輸送は一九四六年末までに大部分完了してゐるものと推定される。救済復興局の解散後、救済事業の継続は何らかの形で行われねばならない。この事業を国際連合の機構によつて継承せしめようとする見解は、その一である。救済を必要とする諸国が復興開発銀行等を通じてクレディットの供与を受け、又は現金にて必要物資を各自に買付けることを原則とすべきであるという見解（米国側の見解）がその二である。実際問題として、アルバニア、チエツゴス、ロツアキア、ハンガリー、ポーランド、ウクライナ、ユーゴスラヴィア及び白ロシアの如く、救済復興局の供給の半数を享受していた諸国は、今後は自力再建の道を採るか、然らざれば、直接にソウイェツト等との間に政定を結んで物資の供給を受けるよりほかはない。

九、国連との関係

一九四六年六月の救済復興局の理事会は、業務の一部を国連に引継ぐために提案を行つてゐるが、その後の事情は不明である。

これによれば、救済復興局の衛生関係の記録、財産、人員等は、新たに設定されるべき、世界衛生機構（*The World Health Organization*）に引継ぐこととなる。

厚生事業に関する機能、記録、財産、人員は国際連合へ移譲することとなる。農業生産指導員の派遣は、今後は、国連の食糧農業機構が行うこととする。

四の二

救済児童の救済は設立を予定してゐる国際児童機構（*International Children's Organization*）によつて行われることとなり、救済児童約二千万のための所費資金四億五千円は救済復興局より引継ぐこととする。

難民救済事業は国連によつて承認された国際難民機構（*I.R.O.*）によつて引継がれることとなり、その予算額一千六百万円が見積りされている。

食糧事情についての調査等は、国際緊急食糧会議（*I.E.F.C.*）が行ふこととされるが、資金等を救済復興局より引継がない。

（資料、米回国務省公報、世界年鑑、時評通信等）

